

雇用保険求職者給付の所定給付一覧表（一般企業向け）

雇用保険とは

労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活や雇用の安定を図り、求職活動を容易にするなど、労働者の職業の安定を図ることを目的とする国の制度です。

「雇用保険の対象になる人」を1人でも雇ったときは、労働者本人や事業主の意思にかかわらず、事業主は加入手続きを行い、保険料（被保険者と事業主で負担）を国に納付することになっています。

未手続の場合は、最大2年分の保険料納付、追徴金・延滞金が賦課されることがあります。

雇用保険被保険者受給期間について

◎一般の受給資格者（定年退職者・自己都合等で離職した方など）の所定給付

被保険者期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

◎高年齢求職者給付金

被保険者期間	1年未満	1年以上
65歳以上	30日分	50日分

特定受給資格者（倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方）の所定給付日数

被保険者期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

被保険者負担分の賃金からの控除について

2024年4月分 給与明細書					
〇〇〇〇様			〇〇製造所		
勤怠欄	出勤日数	遅刻早退	欠勤日数	残業時間	
	23	0	0	5	
支給欄	基本給	皆勤手当	現場手当	残業手当	通勤手当
	250,000	10,000	20,000	10,000	10,000
控除欄	健康保険	厚生年金	雇用保険料	所得税	市県民税
	150,030	27,450	1,800	6,750	10,000
	総支給額		控除合計額	差引支給額	
	300,000		61,030	238,970	

- ①被保険者負担分は、毎月の賃金から控除し、年度更新時に、事業主負担分とあわせて国へ納付します。
- ②被保険者負担分の計算時に端数がある時は、0.50円以下は切り捨て、0.501円以上は1円に切り上げます。

◆雇用保険料

総支給額（非課税の通勤手当を含む）×6/1000で計算

雇用保険料の対象となる賃金とは

事業主が労働者（被保険者）に支払う賃金等には、雇用保険料の対象となるものとならないものがあります。労働の対償として支払われたものは、原則、雇用保険料の対象になりますので、下記①～③にご注意ください。

- ①毎月の賃金支給の際、被保険者負担分の料率を掛けて、雇用保険料を控除します。（上記『被保険者負担分の賃金からの控除について』をご参照）
- ②年度更新の際、被保険者全員分の賃金総額をご報告いただきます。
- ③非課税の通勤手当、賞与等も雇用保険料の対象になりますので、上記①、②を行ってください。

- 雇用保険料の対象となる賃金 -

賃金の名称等	内容	
毎月の賃金支払日に支給するもの	基本給、固定給等の基本賃金	日給・月給にかかわらず、労働の対償として労働者に支払われるもの
	残業手当、深夜手当、休日手当、宿直・日直手当など	通常の勤務時間以外の労働に対して支払われる手当
	扶養手当、家族手当など	配偶者、扶養家族などを有する労働者に支給する手当
	通勤手当（通勤定期券・回数券）	非課税分、通勤のために支給される現物給付も対象になる。
	主任などの役職手当	雇用保険被保険者に支給される労働者の性格が強いもののみ（兼務役員の管理職手当などは除く）
	住宅手当、物価手当	家賃補助のために支払う手当、家計補助の目的で支払う手当
	単身赴任手当、勤務地手当	寒冷地手当、地方手当など
	精勤手当、皆勤手当	
	技術手当、職階手当	特殊な技術に対して支給する手当など
	特別作業手当、能率給	危険有害業務などをしたときに支給する手当など
	現場手当、管理手当	現場に応じて支給する手当など
	資格手当、調整手当など	建築士などの資格に応じて支給、調整のため支給される手当など
	前払い退職金	在職中に退職金相当額の全部または一部を賃金に上乗せ支給するもの
	休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の都合により休業させた場合に支給する休業手当
	遡って昇給した賃金	複数月分をまとめて支払った場合は、その合計額
	食事、被服、住居の利益	通貨以外で支給されたものは「現物給与」。ただし、実際費用の1/3を超える代金を徴収する場合には、現物給与とはなりません。
	年4回以上支給される賞与	年4回以上支給される賞与は、通常の賃金とみなされます。
	退職後に支払われた未払い賃金	
事業主の手を経由したチップ	奉仕料の配分として事業主から受けるもの	
所得税、雇用保険料、社会保険料等の労働者負担分	本来、労働者が負担すべき保険料などを事業主が負担する場合は、賃金とみなされます。	
賞与など臨時に支払うもの	臨時に支払われる賃金（大入袋、業績手当など）	支給事由の発生が臨時的、あるいは不確定なもので、事業の利益があった都度支払われる手当など
	年3回以下支給される賞与	3か月を超える期間ごとに支払われるもの

- 雇用保険料の対象とならない賃金 -

名称・種類	内容	
実費弁償的なもの	出張旅費、赴任手当	
	移転料	
	寝具手当、工具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
	車の損料	従業員所有の車を会社に貸した時の車両の使用料
恩恵的なもの	災害見舞金、療養見舞金、傷病見舞金	
	結婚祝金、死亡弔慰金、出産見舞金	個人的な吉凶禍福に対して支給されるもの
	祝祭日、創立記念日に特別に支給されるもの	労働協約などに定めがなく、恩恵的に支給する場合
	海外手当、在外手当	ただし、その者が国内勤務に服する場合に支払われるべき給与に対応する部分は賃金とする。
	残業した際等に、たまたま支給された夜食	
	退職後に決定された給与、賞与	退職後に決定された給与には、昇給分も含む
その他	休業補償費	労働基準法第76条：無過失賠償責任に基づき事業主が支払うものであるため、法定額60%を上回った差額分を含めて賃金とはしない。
	解雇予告手当	労働基準法に基づいて解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
	出産手当金、傷病手当金	傷病手当金に付加して事業主から支給される給付額は、恩恵的なものとされる。
	退職金	退職を事由として退職時に支払われるもの

名称・種類		内容
	脱退給付金付き団体定期保険の保険料	
	会社が全額負担する生命保険の掛金	
	財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金など	